

# 保険料の納付が困難なときには ご相談ください

問い合わせ: 市役所国保年金課  
(西館1階 ☎51・2290)

国民年金保険料の **全額免除** **4分の3免除** **半額免除**  
**4分の1免除** **若年者納付猶予** **学生納付特例** 制度があります。



国民年金には20歳から60歳になるまでの40年間加入します。平成27年度の毎月の保険料は15,590円と定額ですが、失業などで納付することが困難な場合は、申請をして国の審査で承認されると、保険料の納付が免除または猶予されます(申請時から2年1か月まで、さかのぼることができます)。  
※任意加入被保険者の方は対象となりません

あなたの  
国民年金

## ■制度別一覧表

制度名 要件など	申請免除(一般免除)				若年者納付猶予	学生納付特例
	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除		
保険料(月額)	納めなくてよい	3,900円	7,800円	11,690円	納めなくてよい	納めなくてよい
老齢基礎年金受取額 (全額納付との比較)	2分の1	8分の5	8分の6	8分の7	受取額はありませぬ	受取額はありませぬ
対象者	20歳以上60歳未満の第1号被保険者(学生を除く)				20歳以上30歳未満の第1号被保険者(学生を除く)	20歳以上60歳未満の学生(第1号被保険者)
承認期間	7月～翌年6月(1年ごと)					4月～翌年3月(1年ごと)
手続き場所	住民票のある市区町村の国民年金担当の窓口 (本市では、各窓口センターでも申請手続きができます)					
必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳・認印</li> <li>失業で申請する場合は、雇用保険受給資格者証(写)または雇用保険被保険者離職票(写)など</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳・認印</li> <li>学生証または在学証明書(有効期限がわかるもの)</li> </ul>
所得審査の対象者	本人、配偶者、世帯主				本人、配偶者	本人
審査基準所得 (右記計算額より低い方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全額免除の場合 / (扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円</li> <li>4分の3免除の場合 / 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等</li> <li>半額免除の場合 / 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等</li> <li>4分の1免除の場合 / 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等</li> </ul>				全額免除の場合と同じ	半額免除の場合と同じ
受給資格期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>承認期間は未納期間ではなくなり、老齢基礎年金の受給資格期間として算入されます</li> <li>4分の3免除、半額免除、4分の1免除承認の場合、減額後の保険料を納めないと未納期間となります</li> </ul>					
「もしも」の時に	障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金の受給資格期間として算入されます					
注意事項	原則、毎年申請が必要です					

## 法定免除制度

生活保護を受けている方および障害基礎年金(2級以上)を受けている方などに適用されます。申請すると、受給期間の国民年金保険料が免除されます。申請免除されている方でも、法定免除への切り替えが必要となります。なお、生活保護が廃止された場合は、法定免除から申請免除(一般免除)に切り替える必要があります。自動的に申請免除への切り替えはできませんので、必ず申請免除の手続きをしてください。

## ねんきんネット

これまでの年金記録、これからの年金受取見込額を簡単に確認することができます。詳しくはパソコン、スマートフォンから「ねんきんネット」で検索してください。電話でのお問い合わせは、ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル(☎0570・058・555 ※「050」から始まる電話は☎03・6700・1144)へお願いします。

## 年金の日

11月30日(いいみらい)が「年金の日」になりました。詳しくは厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000052617.html>)をご覧ください。

## 年金労務無料相談会

とき	12月6日(日)午前10時～午後3時
ところ	イオン豊橋南店(野依町字落合)
内容	年金問題をはじめ、労働・社会保険などの専門家が無料で相談に応じます(予約不要)
問い合わせ	愛知県社会保険労務士会三河東支部 (☎45・1709)

## マイナンバー制度 通知カードの再発送・交付を行います

問い合わせ マイナンバーコールセンター(☎43・5505 ※月～金曜日午前8時30分～午後5時)

通知カードを郵便で受け取ることができなかった方を対象に、再発送の依頼を受け付けます。なお、通知カードは市役所で受け取ることもできます。

### ■再発送を希望する場合

コールセンターにお電話ください(返戻状況によっては再発送できない場合があります)。

### ■市役所での受け取りを希望する場合

**交付時間** 12月28日までの月～金曜日午前8時30分～午後5時 12月の土曜日午前9時～正午 **交付場所** 市役所東82会議室(東館8階) ※土曜日は市役所市民課(西館1階) **持ち物** 運転免許証などの本人確認書類(代理の場合は委任状と代理人の本人確認書類も必要) **申し込み** 事前に電話でコールセンター



**マイナンバーに関する不審な電話などにご注意ください!**  
市役所や警察などがマイナンバーを電話で聞きたしたり、送金を依頼したりすることは絶対にありません。不審な電話を受けた場合はコールセンターにご連絡ください。

ご意見  
募集します  
パブリックコメント  
(市民意見提出制度)

## パブリックコメント(市民意見提出制度) みなさんの意見を募集します

### ■第5次豊橋市総合計画後期基本計画(素案)

第5次豊橋市総合計画後期基本計画(素案)は、まちづくりの指針となる基本構想に基づき、目指すまちの姿である「輝き支えあう水と緑のまち・豊橋」の実現に向け、政策ごとの取り組みの基本方針などを、総合的かつ体系的に明らかにするものです。

### ■募集期間

11月17日(火)～12月17日(木) **閲覧場所** 市役所政策企画課(東館5階・じょうほうひろば(東館1階)、カリオンビル、中央図書館、市民文化会館、パブリックコメントホームページ(<http://www.city.toyohashi.jp/6490.htm>))ほか

### ■問い合わせ

政策企画課(〒440-8501住所不要) ☎51-3-5111 [seisakukenkou@city.toyohashi.jp](mailto:seisakukenkou@city.toyohashi.jp)

### ■第2次豊橋市環境基本計画改訂版(案)

第2次豊橋市環境基本計画は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するものです。

### ■募集期間

11月24日(火)～12月24日(木) **閲覧場所** 市役所環境政策課(西館5階・じょうほうひろば、カリオンビル、中央図書館、市民文化会館、パブリックコメントホームページほか) **問い合わせ** 環境政策課(〒440-8501住所不要) ☎51-2414

### ■お問い合わせ

4 ☎56-51226 [kankyoseisaku@city.toyohashi.jp](mailto:kankyoseisaku@city.toyohashi.jp)

### ■豊橋市廃棄物総合計画改訂版(案)

豊橋市廃棄物総合計画は、一般廃棄物と産業廃棄物の処理に関する施策を総合的に推進するものです。

### ■募集期間

11月24日(火)～12月24日(木) **閲覧場所** 市役所環境政策課・廃棄物対策課(西館5階)・じょうほうひろば、カリオンビル、中央図書館、市民文化会館、各環境センター、資源化センター、埋立処分場、パブリックコメントホームページほか **問い合わせ** 一般廃棄物/環境政策課(☎51-2454) ☎56-51226 [kankyoseisaku@city.toyohashi.jp](mailto:kankyoseisaku@city.toyohashi.jp)、産業廃棄物/廃棄物対策課(☎51-2407) ☎56-0566 [hakibutsu@city.toyohashi.jp](mailto:hakibutsu@city.toyohashi.jp)

「共通事項」その他 いただいた意見や、それに対する市の考え方は、市のホームページなどで後日公表します。個々の意見に直接回答することはありません **意見提出** 各期間内に意見住所、氏名(法人・団体の場合は所在地、名称代表者氏名)、連絡先(電話番号やEメールアドレス)を各問合先※様式は自由ですが、Eメールの場合はテキスト形式で提出してください

